

令和5年8月吉日

組合員各位

情報通信システム協同組合

代表理事 甲斐 啓二

インボイス制度に対する組合の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。

さて、いよいよ消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

当組合では、10月発行分請求書より当面の間、適格請求書にて発行することが決定いたしました。組合員の皆様におかれましては、10月以降も高速道路通行料金の会計処理(仕入税額控除)を変わらず行うことができます。

よって、簡易適格請求書を取得するための利用照会サービスへのETCカード登録は必要ございません。

ご報告が遅くなり大変申し訳ございませんでした。また、簡易適格請求書を取得するために利用照会サービスへ登録をした組合員の皆様には、多大なお手数をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

今後とも当組合を御贖員によりしくお願い申し上げます。

以上